

新編讀本

稻垣千穎撰

四

178
3
60

大日本教育會編
二函
三架
〇號
五册

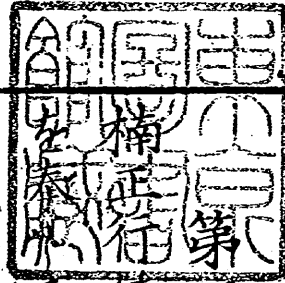
K110.82
54a

K110.82

54a

新編讀本卷之四

稻垣千穎 撰



正行 忠孝兩友から全くす
 正成の長子なり、正成 詔
 正行十一歳、父に隨
 ひて、櫻井驛まで往きけるを、思ふ様有り
 とて、河内へ歸し遣すとて、誠むるに賊を討
 君を安んず奉る可き事を以てせり、正行家

稻垣千穎撰

卷四

新編讀本

文學社刊行

新編讀本卷之四

稻垣千穎 撰

第一 楠正行忠孝兩ながら全くす

楠正行は河内守正成の長子なり、正成、詔を奉りて攝津に向ふ時、正行十一歳父に隨ひて、攝津驛まで往きけるを思ふ様有りて、河内へ歸り遣すとして、誠むるに賊を討つ君を安んず奉る可き事を以てせり、正行家

附

卷四

一

に歸りて、父の教を片時も忘れず、或る時は、童輩を集め、軍陣の状をなして、是は朝敵を討つなりと云ひ、或る時は、竹馬に鞭をあてて、是は足利を追ふなりなど云ひて、嬉戯するにも、常に此の事を



のみ事と一けるが、長くて後果して勇武衆に勝れ、南朝無二の忠臣となりて、屢、寡兵を以て賊の大軍を退けしが、正平三年正月、二十三歳にして、賊將高師直と四條畷に戦ひ、利あらずして死せり、正行幼にして、克く父の遺誠を守り、上は以て、敵慮を慰め奉り、下は以て父の志を継ぎけるを、御方も敵も稱せぬ者い無かりとぞり、

第二 親に孝ある者い君に忠あり

宋の楊政の父忠、金人と戦ひて死せり、政時に年七歳、父を哀み慕ふこと、殆ど成人の如し、其の母之を奇として曰、親に孝なる者、必君に忠あり、此の兒必忠臣となりて、吾が家を興さんと、後果して仕へて環慶路の安撫使となり、兵を率ゐて金人の宋に入らんとするを拒ぎて大功を顯し、終に大尉に進めり、

第三 敬臣親を顯す

唐の任敬臣、五歳にして母を喪ひ、哀毀禮に過ぐ七歳の時、其の父に問ひて曰、何を以てか慈母極なきの恩に報ゆ可きと、父の曰、名を揚げて親を顯せば可なりと、敬臣是より志を勵して學問し、博く書籍を讀みけるが、後弘文館の學士になれり、

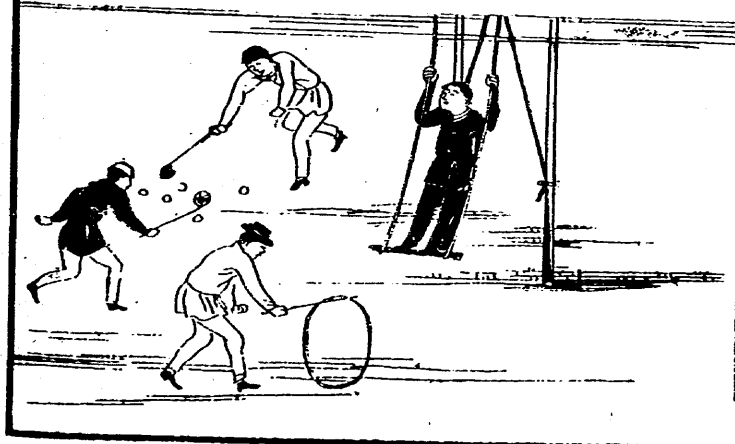
第四 養生の話

此の身、父母を本とす、父母無くば何ぞ我有らんや、父母の恵を受けて生れ、又養はれ

たる我が身をなれば、我が私の物に非ず、父母の遺體なりされば、慎みて善く養ひ、長く天年を保つ可し、是父母に孝する道なり、凡人と生れては、君に忠を致し、父母に孝を盡し、人倫の道を行ひ、義理に従ひ、身の壽福を享け、久しく世に存して、喜樂を得んこと、皆人の願ふ所なり、之を願はば、先養生の術を知りて、よく身を保つべし、是人生第一の事なり、身命に至りて重し、然るに之を養ふ術を

知らず、只管私慾を恣にして、身を亡し、命を喪ふは、愚の至と謂ふ可し、身命と私慾と、孰か重き孰か輕きと云ふことを、能く辨へ知りて、日に一日を慎み、懈らず養生の術を行はば、必病無くして、命長かるべし、若し身を養ふことを知らず、病多くして、命短くば、君に忠し、親に孝し、人倫の道を行ひ、義理に従はんとするも、決して得べからず、天下四海の富を得ても、益なく、財の山を積みても、用無

一、然れば病なくして
 長壽なるより大なる
 福は無くして、實に壽
 は萬福の根本なり、
 何事を問はず、勉めて
 止まざれば、必効有り、
 譬へば春種を蒔きて、
 夏善く養へば、秋に至
 りて穡多きが如し、若



能く養生の術を學びて、久しく行はば、必身
 壯健にして、能く天年を保ち、長生を得て、久
 しく喜樂をうけんこと、疑無し、
 今園に草木を栽ゑて愛する人は、朝夕心に
 かけて、水を灌ぎ、土を培ひ、肥を施し、蟲を去
 りて、善く養ひ、其の榮を喜び、其の衰へを憂
 ふ、草木は至りて軽く、身命は至りて重し、豈
 身命を愛すること、草木にも如かざる可け
 んや、養生の術を知りて之を爲るは、上は君

父に事へて忠孝をなす下は我が身長生安
樂の爲をれば幼き時より早く此の術を知
るべし身を慎み生を養ふは人間第一の重
んず可き事なり

第五 書簡の作例

諸子の定めて書簡の要用をることを知り
たるべし余は今古人の書簡中より短簡な
る者の作例二三を掲げ示すべし

○時若として此頃は寒威加ふ愈湯家族情

平安と云座の式されば先頃法申し愚草
深免進下申し為曲解情の宗善口述と申
残以上

霜月廿一日

信似雲

○先程密法用之由被仰は付入物をのら
進上中の法用程法使可く宗の唐墨も進
ト申以上

五

三宅正堅

右の二口上書の體なり左に掲ぐる者を

普通の書牘の體とす、

○以手紙啓上仕秋冷在座ハ一其愈在安
金被成在座在賀ハ其間若遠方在來臨被
下殊更勞在為手子系系在存ハ以系在禮
可申上ハ其甚不得手遠延引ハ罷集在旨
先遣禮可申上此ハ在座ハ尚拜顔可申
上月以上

八月廿八日

関 其寧

○如教諭新年在嘉祥無際限中細ハ愈在安

勝法蓮歳被成ハ旨目出度在存ハ僕在急
級加年在被懸法心頭早ハ預法祝書在存
存ハ右貴砂年始涉祝詞書如新在座在
期在侍永在時ハ恐惶在

正月十八日

梁田邦鼎

第六 有王主を慕ふ

世にハ舊恩を忘れて、其の主の事有るに臨
みてハ忽避け遁る、者も有るに、有王と云
ひハ童子の、其の主俊寛僧都に仕ハ事コト

實に珍しかりけれ、治承元年、俊寛は、鹿が谷の密議平家に漏聞江て、少將成經、朝臣、檢非違使、判官康頼と共に、硫黄が島に流されぬ、同三年、成經、康頼の二人は、赦されて都に還りしに、俊寛一人は、尚彼の島に止められて、悲しき月日を明し暮せり、有王は、主に別れてより後は、仕官もせず、日々諸社諸寺にのみ詣で、今一度主に遇はんことを懇に祈請せり、斯て四年を経て、有王只一人都を出

で、先、奈良に在る俊寛の女を訪ひて、其の書簡を携へて、遙々硫黄が島へ出立ちぬ、海の長き旅路に、多くの月日を積み、辛くして彼の島に渡りて見れば、俊寛は在り、姿容にも有らで、體瘦



せ色衰へ、髪い木の皮にて束ね、身い赤裸にて立てる状、此の世の人とも思れぬに、有王涙止め得ず、來り方の物語具に爲て、さて言ふ様、有王此の世に在らん限、御心安く思召す可し、縦此の島に數多の年を過すとも、御最後を見奉らん程、此處にて仕へ奉らんとて、峯に登りて、硫黄を堀りて人に賣り、浦に出で、魚を捕りて俊寛を養へり、さて翌年正月、俊寛ハ病に罹りければ、有王

之を限の奉仕と思ひて、暫も側を立離れず、懇に看護しけれど、終にはかなく成りければ、泣々島に火葬して、遺骨を拾ひ取り、袋に盛りて頸に懸け、涙に咽びつゝ、都に歸り上りて、彼の奈良なる女



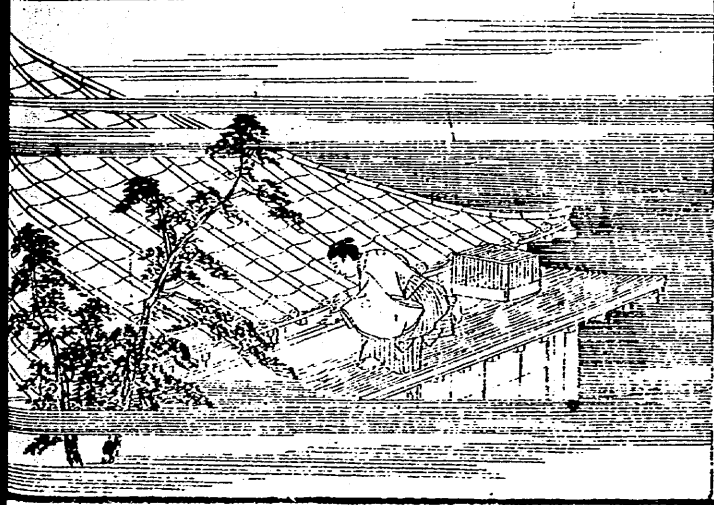
の許に到り着きて示すに、女悲に焦れて、出家の志を起しければ、有王之を高野山の麓なる山寺に伴ひ行きて、願の如く出家させしむ。父母の菩提を弔ひせ、其の身も直に高野山に登りて、奥の院に主の遺骨を納めて、卒都婆を立て、乃、出家入道して、同トく主の後世を弔ひけり、有王之志、哀なることなり、

第七 信綱主の爲み自罪を負ふ

伊豆守松平信綱は、世に智慧伊豆と稱せら

れて、智謀忠義、其の頃無雙の人なり、其幼かりし時は、長四郎と稱して、將軍徳川秀忠公の世子家光に侍して、共に遊戯しけり、一日、家光父將軍の殿の檐に、雀の巢を作りて、其の中に雀の兒の多く居るを見て、長四郎を召びて、彼の雀の兒を捕來れど命ず、長四郎其の頃十一歳なりければ、此の事成し得ずと、再三辭すれども、聽かれず、左右の者曰、雀の兒は、晝に驚きて捕へ難ければ、晝の間に巢

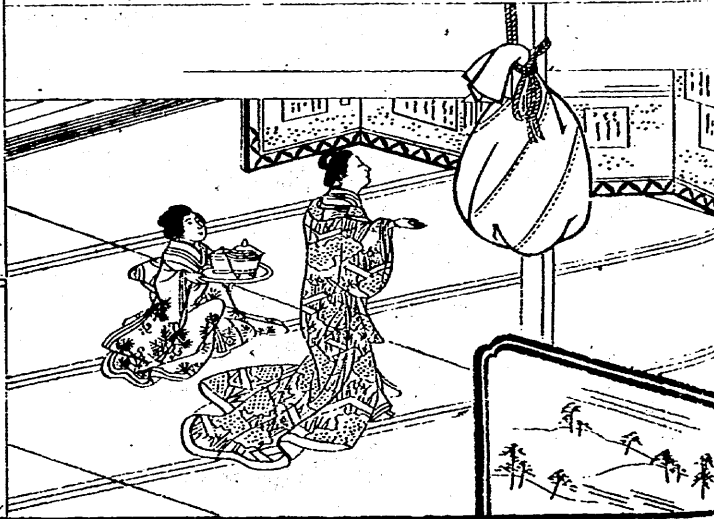
の在る處を見置きて、
夜に入るを待たんと、
家光之を許す、其の夜、
長四郎竊に彼の殿の
此方の屋に攀登り、彼
の方へ傳ひ往きて、雀
の兒を捕へんとしけ
るが、誤りて中庭に墜
ちたり、夜中にて、四面



物靜なる時なれば、其の音將軍の寢所に聞
ゆ、何事をらんと怪みて、自刀を提げ、夫人に
手燭を執らせて、戸を開きて庭を見れば、長
四郎平伏してあり、其の故を問へば、長四郎
頭を叩きて、今日此の御殿の檐に、雀の兒の
居るを見て、之を欲する心止め難く候ふに
よりて、恐有る事をれども、捕に參り候ふと
答ふ、將軍また、是必汝の心をらず、他に汝に
命せし者有らんと、詰問せらるれども、長四

郎固く然らずと陳べければ、長四郎を大なる囊の中に入れ、其の口を封じ、柱に懸けて、汝實を吐かずは、決して出さずとて、翌朝まで其の儘置きて、將軍に他に往かれぬ、夫人、長四郎が、幼主の爲に身を顧みずして、實を吐かざるは、感ずるに餘有りとして、密に囊の口を解き、食物を與へて、復初の如く封じ置かれぬ、頃くありて、將軍還り来て、又度々責問はるれど、長四郎竟に其の語を改めざり

ければ、夫人傍より、切りに將軍に乞ひて、救して放ち遣らるゝを、將軍目送して、彼が心、幼くして能く斯の如し、他日成長して、竹千代の傳とならば、必節義の士とならん、末頼も、童子なりとて、大に悦



れけるが、後幕府股肱の士となりて、大に家光を輔佐せり、竹千代とい、家光の幼名なり、

第八 手習の事

凡、書を習ふには、まづ机に對して身體を正しく、高く墨を取りて、端正に磨下し、墨を磨る間、手を汚すこと勿れ、高く筆を執りて、端正に字を書くべし、一點一畫必平正分明にして、我が儘に筆を下す可らず、手本を能く見て、少くも違はざる様に、書き習ふ可し、

此の如くすれば、必進易し、然れども亦書法と云ふ者有りて、之を知らざれば、進むこと速ならず、故に字を習ふ者は、先、書法を知る可し、

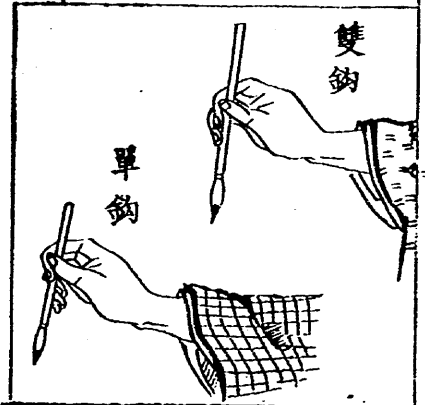
第九 筆を執る法

筆を執るに、雙鉤、單鉤の二様あり、雙鉤とは、大指と、食指、中指の二指と相對して、筆を挟むを云ひ、單鉤とい、食指一を掛けて、挟むを云ふ、字を習ふに、雙鉤を善くとす、單

鈎ハ、手固らずして、筆に力
 無し、凡、筆を執るに、甚強
 くハ握る可らず、指ハ浅く
 掛く可し、深く掛くれバ力
 弱くして、手の内自由なら
 ず

第十 運腕の法

又運腕法と云ひて、字を書く時、腕の運ら
 様三ツ有り、先、枕腕とい、左の手を右の手の下



に敷きて、右の手の枕にす
 るを云ひ、提腕とは、右の肘
 ハ机の上に着けて、腕ハ少
 し机より上るを云ひ、懸腕
 とい、肘を高く上げて、腕を
 空に置くを云ふ、枕腕ハ、小
 字を書くに用ひ、提腕ハ、中字を書くに用ひ、
 懸腕ハ、大字を書くに用ふる法也、凡、字を書
 くに、指を以て筆を動す可からず、大字にハ



肘を動し、小字には腕を動す、然る時ハ、筆の働、自由なり、指ハ執る事を主り、肘と腕とは、動く事を主る者なり、

第十一 張芝書を學ぶ

其の勉むること尋常なる者ハ、其の業も亦尋常にして、其の勉むること非常なる者ハ、其の譽も亦非常なる者なり、支那の後漢の張芝字を伯英と云ひし人、能書にして、最草書に妙なり、其の少かりし時、書を學ぶに、布

帛の類、其の洗滌に便なるが爲に、庭中の池に臨みて習ひしかは、池水常に之が爲に黒かりしと云へり、其の勉強想ふ可きなり、其の頃、韋仲將と云ふ者有りて、亦草書に巧なるを以て名を得たれども、懸に芝に及ばず、因て常に芝を呼びて草聖と云ひて、其の草書の妙、凡人の企て及ぶ所に非るを稱しけると云ふ、芝初、蔡琰杜度の二人を師とせしが、後其の名蔡杜に超江ければ、時人稱して、青

は藍より出で、藍より青く、芝は蔡杜を學
びて、蔡杜より優なりと云へり、勉強して懈
らず、功を積むこと久しき時、其の上達す
ること此の如く、及ばずとして自畫るは、所
謂自棄つる者にして、學問する者の大に賤
む惡む所なり、

第十二 蘭丸信を守る

森蘭丸長定は、幼より織田信長公に仕へて、
忠義の譽有りし人なり、公或る時指の爪を

削りて、蘭丸に、ろれ捨てよと命ぜられしに、
蘭丸直に起たずして有りければ、何の故に
捨てぬと有るに、御爪一つ不足なりと言
ふ、公立ちて袖を振はるゝに、果して出でけ
れば、公幼年の者の心づき、神妙に思はれけ
り、又或る時公厠に入られしに、蘭丸公の刀
を持ちて外に侍しけるが、公の出づるを待
つ間に、何心なく、其の鏝の饒の千葉菊の數
を計へ居たり、公之を知りて、程經て後、近習

の人々を召して此の
刀の鍔の菊の數を言
ひ中つる者に此の刀
をば與へんと有るに
面々たもひくに言ひ
出づれど、蘭丸一人は、
一言も言はずりけれ
ば、蘭丸、何故に言ひ
ぬぞと問はるゝに、其



の故い、過ぎ一日御廁の御供よて、御刀持ち
候ひ一時計へて覺江居り候へばなりと言
ひければ、公其の直實なるに感して、彼の刀を
ば蘭丸に與へられぬ。

第十三 司馬光妄語を戒む

宋の司馬光幼かり一時、青胡桃を弄せり、其
の姉之を見て、其の皮を剥ぎて與へんとし
けれども、能はずして去りぬ、一婢來て、熱湯
に浸して、容易に之を剥ぎて與ふ、後姉又來

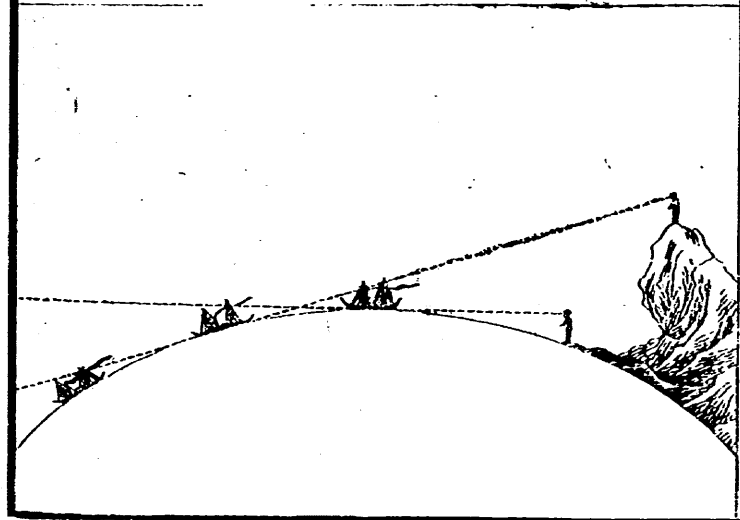
て、光に、汝之を剝ぎたりやと問へば、光給きて、我自之を剝ぎたりと答ふ、時に光の父窈に之を見て、汝何ぞ妄語すると呵す、光是より戒めて、生涯妄語せざりしとぞ、妄語は百惡の源なり、凡、人の惡をなして、罪に陥り刑に觸るゝ者も、初より大惡をなすに非ず、其の初皆妄語して自戒めず、人を欺くに慣ふより入る、慎まざる可んや、

第十四 地球の話

地球ハ、甚、廣大なるものにて、山嶽の屹として、高く天に聳えたるも、原野の茫として、遠く雲に接せるも、海洋の渺として、遙に空に連れるも、吾人の目より之を見れば、其の高大涯無きが如くなれども、地球の全部よりして之を言へば、皆其の一小部分なり、

地球は、此の如く廣大なるものなれば、其の形狀如何なる物と云ふこと、究め知る可

からざるが如くと雖
決して然らず、地球
は恰も橙子の如く、圓
きものなり、如何なる
實驗に依りて之を知
るとをらば、今海邊に
出で、港灣を出帆す
る船舶を見るに、次第
に岸を遠るに隨ひて、



船體は漸く水面に没して、唯帆樑のみを見
益、遠れば、帆樑も亦漸く水面に隱る、然れど
も更に高處より之を望めば、尚數秒時間明
に之を見ることを得べし、又或る航海者の
實驗せし所に依れば、東に向ひ進航して、更
に其の方向を變せざれば、終に西に出で、西
に向ひて航行止まざれば、必東に出づと、是
地球の形狀圓きが故に然る者に、其の
周圍は、大約一萬餘里有りと云へり、

地球の全體は此の如く至て大なるものなるが故に、吾人は常に此の地球上に棲息すれども、絶えて其の球形なるを見ず、平扁にして涯際なきものと思へども、其の實は球形の大なる者にして、彼の天に聳ゆる山嶽、空に連れる海洋も、實は橙皮の凹凸の如きものなり、

第十五 匡房の博識

關白藤原賴道公、宇治の平等院建立の時地

形の事など議せん爲に、右大臣藤原師房公を伴ひて、彼の地に往きて、大門北向ならずして、他に建つ可き地なく、大門の北向なる寺、他に例有りやと問はるゝに、師房公知らずと答ふ。時に大江匡房卿未幼なるを、車の後に乗せて連れられけるを、かれこそ斯る故事に能く知りたれとて、召出して問はるゝに、匡房、天竺に於ては那蘭陀寺、唐土に在りては西明寺、我が邦にては六波羅密寺、

皆大門北向なりと即
答しければ、二公感賞
して止まざりけり、匡
房ハ大學頭舉周の孫
にて、四歳にして始め
て書を讀み、八歳に
て史記漢書に通せり、
十一歳の時、師房公試
に命じて詩を賦せし



めしに、立どころに成しければ、嘆賞の餘、
帝に獻せられしに、大に御感有りて、是より
學料を給して、學問せさせられしに、後博學
雙ふ者無く、詩歌文章に至るまで、當時能く
及ぶ者無かりき、

第十六 時棟書を讀む

攝政藤原道長、或る日他へ行く途に、十二三
歳許なる童子の、片手に書籍を持ち、荷馬
の口繩を牽きて、讀みつゝ、行くを見て、奇と

して、近く召寄せて見るに、誠に怜利げなる童子なれば、連れ歸りて、時の學士大江匡衡に附けて、學問せよせけるが、漸く博學の聞高く、後にい大江時棟と名乗りて、君に仕へて博士の道をつけ



り、

第十七 畫工の話

京の圓山應舉に、卧猪の圖を需むる者有り。に、應舉、また卧猪の實物を見ず、如何せんと思ひ居たる時、八瀬村より、老婆の薪を戴きて來たる有り、應舉止めて、卧猪の事を問ふに、山家にては、稀に見る事有りと答ふ、應舉曰、汝復之を見べ、直に來り告げよ、必厚く報いんと、數日の後、婆、應舉が許に來り告げ

て曰、只今我が家の後山の竹叢中に猪來卧せりと、應舉悦びて、門人二三人を従へて、急ぎ八瀬に到りて之を視るに、猪猶卧せり、直に筆を執りて之を寫し、厚く婆に報い、家に歸りて之を清寫せり、後



幾も無くして、老翁の鞍馬より來たる有り、因て又卧猪の事を問ひ、かつ圖せる所を以て之に示すに、翁熟視て曰、是卧猪に非ずして、病猪なりと、應舉怪て其の故を問へば、曰、卧猪は、安睡の中と雖、態自勢あり、病猪は然らず、予山中に於て之を見るに、實に此の圖の如しと、應舉始めて悟り、具に翁に卧猪の狀態を問ひ、之に因りて改め圖せり、後八瀬の老婆に遇ひて、嚮の猪を問へば、婆曰、怪

む可し彼の猪ハ、明日竹叢中に死したりと、
應舉之を聞きて、愈翁の言に服し、後復翁の
來るに及て、後の圖幅を示しければ、翁嘆賞
して、是、眞の卧猪なりと云へり、

第十八 孔融梨を譲る

後漢の孔融ハ、幼にして遜讓の心有り、其の
四歳なりし時、諸兄と共に梨を食ふに、融自
擇びて小き者を取れり、人其の故を問へば、
曰、余ハ小兒なれば、理當に小き者を取るべ

きなりと、

第十九 道真等の穎敏

贈太政大臣菅原道真公は、參議是善卿の子
なり、生れて穎悟、年甫めて十一、是善、島田忠
臣をして詩を試みしむるに、立どころに成
りければ、是善大に驚きて、蘭ハ芽よりして
芳し、此の子必文者とならんと云へり、唯此
の公のみに非ず、橘廣相ハ、九歳にして詩を
賦し、大江匡衡ハ、七歳にして始めて書を讀

みも、其の九歳の時に、詩を作りけるが、
後皆博士を歴て、貴顯の職に進めり、古より
博學文士と稱せられし人、其の天性も有
れど、皆幼より學問を勉めたるに依て成れ
ること、知る可きあり、

第二十 高倉帝の寛仁

高倉帝幼にして仁惠の御心深く、聖明の御
聞高くましませり、御年十歳許になり給ひ
し頃、紅葉を深く愛し給ひて、禁園に假山を

築きて、多く楓樹を栽
ゑ給へり、其の時、嵯峨
の仁和寺より獻じた
る二本の楓樹、紅葉殊
に美しくして、他樹に
勝れければ、帝此の
樹をば、紅葉の山にい
栽ゑ給はず、藤原信成
に御預り有りて、朝夕



持參らせて御覽せられて、殊に愛し給へり、
一日信成を召して、例の如く紅葉を持參ら
せ給ひければ、信成畏りて、往きて見るに、仕
丁二三人、彼の紅葉の枝を散々に折燒きて、
酒を煖め居たり、信成驚きて、先、仕丁を戒め、
恐懼して御前に出で、實を奏して罪を待つ
に、帝更に怒り給はず、徐に曰、林間酒を煖
むるに紅葉を燒くと、是、白居易が句なり、誰
か仕丁をして、此の風流をおさしめたると

て、何事も問給はず、却て御感を蒙れり、斯る
卑賤の者までも、御惠を垂れ給ひければ、貴
賤上下、皆此の君の千秋萬歳を祈り奉ら
ざるに無かりけり、

第二十一 葛井親王の武技

三品葛井親王は、桓武帝の御子、御母は坂
上田村麿の女にて、嵯峨帝の御弟あり、親
王御年十二の時、嵯峨帝豊樂院に御して、
射術を覽給ひ、禮畢りて、侍臣に勅して、代々

射せしめ給ひ、帝戯に曰、弟幼稚と雖、當に
弓矢を執る可しと、親王乃起て射る、再發皆
中る、時に親王の外祖田村磨も座にあり、喜
に堪へず、起て親王を抱きて舞ひ、進み奏し
て曰、臣嘗て數十萬の兵を率ゐて蝦夷を征
せしが、實に天威に頼りて、僅に平定を致
せり、自料るに、勇略尚足らざる所多し、然る
に今親王幼稚にして、武技此の如し、臣等の
能く及ぶ所に非ずと、

第二十二 司馬光甕を破る

司馬光生れて七歳許なる時、其の友と他の
家に遊ぶ庭に大なる甕有りて、水を滿つ、一
兒之を見て、其の上に登り戯れんとして、忽
誤て水中に陥つ、群兒或ハ逃れ隠れ、或ハ泣
叫びて救を求むれども、來る者なく、光初よ
り、少しも狼狽せず、一塊の石を携へ來て、甕
を撲ち破らんとす、兒等止めて曰、恐くハ主
人の讒を蒙らんと、光聽かずして曰、人命ハ

甚貴重なり、甕何ぞ惜むに足らん、主人の謹み、吾甘んじて受あんと、遂に甕を破りければ、彼の兒い水と共に、此の竅より流出で、命を全くせり、光切より誠實にして欺かず、穎敏にして謀ありけ



れば、長するに及びて其の聞、高く終に宋の宰相となれり、

第二十三 古人の書牘

前章にい、古人の書牘の短簡なる者を示せり、今此の章に於てい、其の稍長き者を掲げ示すべし、

中井積善の書牘 古山常助に復す

○貴書致おんたぬ高嶺感寒と云はるるに、愈は清福は余は座を重くと云はるるに、

冬寒多致眠食の不安意の被下の寒に當
年を孫妻酒室汚地も蘆山彌月雪消不中
乃由寒威の烈な地も川筋皆凍合累日通
船無し程に俄廿年已前之儘に多しとい
為由見出た文は下系を存しは乃得たとい
拙者老年不及出行難滋表面に出動迷惑
よ付尚冬致隠居測藏家曾お終致させ
尤氣力に何も衰は絶に係も無し又校中
教授講習等之儀者不お更是とて通事務

随分堅固に成るなりとも右に候を先にお心
に候は察の事なり仍も名前も書面に通お致
中山生暑氣者甚嫌ひを氣好物なりとい
同音の文字を多し候道に乃は雪霜
とも認めは左様な事なり川口清安泰
伊之右進に成長し候子も互有
お見え孫重氏候ふとい候事尚初春陽
一の中り年々忍難様と

十二月廿日

中井深翁

赤松鴻の書簡 巖垣重藏に贈る

○時下暑濕汚穢氣益汚清健の體成法座
在茲亦不愚先遂旅病中毎度此言の下辱
奉存之端午以諸症漸退迄至今日飲食も
お應ふ仕三五未臨草紙の仕合も亦立り此
體よて先又暫存解息の事と存存存存
意外の懸念より守衛をなれり亦幸甚仕合
法禮法方下やと存私存草紙病懶怠慢
法宿怒の彼下也

直来法形著も法座のりおん可法柳付の
愚者も將來日數お迫り法拙作日々退
可脱稿も存存を他りの法清賢も未離
壽暇徒殊甚不盡繕の法宿怒の彼下也
頓首謹と

五月十七日

赤松 鴻

第二十四 道長の氣概

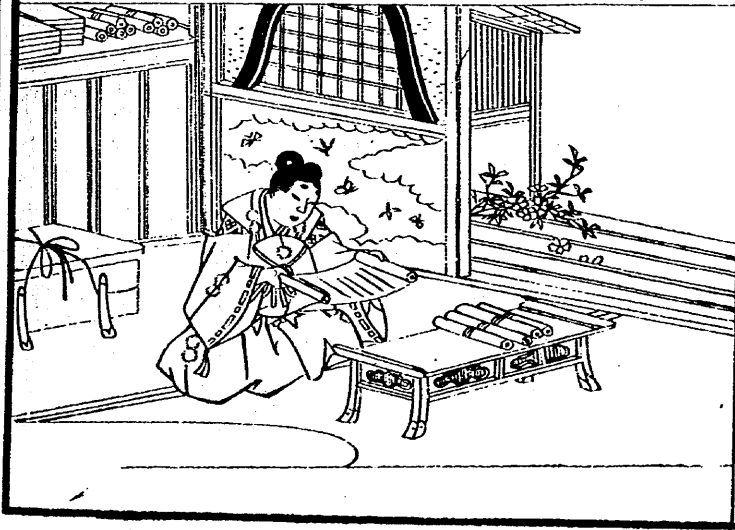
攝政道長公は關白兼家公の第五子にて幼
より英氣人に勝れ一人なり父關白常に一

族公任の人となりを羨れけるが、或る時諸子を勵まさんとして曰、我が子い遠く公任に及はず、彼が後に從ひて、其の影をも踏むこと能はずと、兄道隆及道兼、自及ばざることを揆りて、首を俛して對へざるに、道長獨曰、小子固より彼が後に從ひて、影を踏むこと能はず、たゞ恐くい終に其の上に出で、面を踏むこと有らんと、後果して太政大臣從一位に陞りて、榮貴古より比無きに至れり、

第二十五 牛若志を立つ

源義經の左馬頭義朝の第九子にて、小字を牛若と云へり、平治二年、義朝誅せらるる時、牛若僅に二歳、其の母常磐と共に、捕へて六波羅に送られけるを、平清盛其の罪を赦し、ければ、常磐之を鞍馬山の僧覺日の弟子とし、名を遮那王と改め、稍長するを待ちて、僧とせんとせり、遮那王年甫めて十一、適母の

語を思ひ出して、諸家の系圖を見始めて其の世々將家の種なるを知り、是より志を立て、平氏を滅して父祖の恥を雪がんことを思ひ、晝い終日學問を事とし、夜い終夜武技を習へり、或る時陸



奥の商人吉次末春と云ふ者鞍馬へ詣でるを半若密に之と約して、俱に陸奥へ下れり半若時に年十六、道に於て自元服して、義經と名け、源九郎と稱し、陸奥に到り着きて、其の國の豪族藤原秀衡に依りて、時の至るを待てり、治承四年、兄頼朝、以仁王の令旨を奉じて兵を起すに及びて、義經二十餘騎を率ゐて之に駿河に會し、遂に兵六萬に將として、進みて源義仲を京師に討ち、平氏

を西海に殲して其の功を奏し、官伊豫守に任ぜり、頼朝府を鎌倉に開きて、天下兵馬の權を總攬することを得るに至りし者ハ、實に義經の力なり、

第二十六 元就の大志

太膳大夫毛利元就朝臣ハ、名を松壽と云ひて、幼かりしより警敏にして、大志有りし人なり、年十二の時、安藝の嚴島の社に詣りけるが、歸るに及びて、從者に、汝等も亦祈ること

と有りやと問ひければ、從者皆、君の山陽道を并せ給はんことを祈れりと答ふ、松壽喜はずして曰、汝等何を祈ることの小なるや、其の志海内を并せんとするも、僅に數國を領するに過ぎず、而して今僅に山陽を并せんことを祈る、何を以てか山陽を得ん、其の成す所知る可しと云ひければ、人皆驚き服せり、元就初、猿掛の城に在りし時ハ、僅に邑七十五貫を食し、士卒三百餘を養ふに過ぎ

ざりしが、後出雲の尼子氏を滅し、大内氏の爲に陶氏を討じ、終に山陰山陽十國を領し、威を海内に耀すに至れり。

第二十七 少年當に勉むべし

凡人の徳に進む業を成すは、皆幼き時の勉強に由らざるは無し。幼き時の事の累なく、志專一にして、進歩速なる者なり。然るを日々遊戯にのこ耽りて、父兄の誡をも用ひず。此の勉強の時を徒に過し、稍長するに及び

て、漸く身の不自由を覺え、忽ち後悔して、俄に學に志し、業を勉むるも、決して大事大業を成し得ざるものなり。昔晉の陶淵明と云ひし人ハ、盛年重ねて來らず、一日再晨あり難し、時に及びて當に勉強すべし、歲月の人を待たずと云ひ、宋の晦庵ハ、謂ふこと勿れ、今日學はずして來日有りと、謂ふ勿れ、今年學はずして來年有りと、日月逝きぬ、歳我と延びず、嗚呼老いたり、是誰が愆ぞやと云へ

り、されば幼年の輩はよく自誠めて、懈無く
勵み勉む可き事なり。

新編讀本卷之四終

新編讀本卷之四

明治廿四年四月廿三日訂正再版御届

明治十七年九月廿六日版權免許
同十八年六月出版

定價金拾三錢

埼玉縣士族

撰者 稻垣千穎

東京下谷區仲徒町三丁目一番地

出版 文學子社

同本町四丁目十六番地